

福祉ローン

2016年5月2日現在

1. 商品名	福祉ローン
2. お申込みいただける方	当金庫に加盟する会員の間接構成員および当金庫管轄内に居住または勤務されている勤労者の方で、以下の条件をすべて満たされる個人の方 ① 満18歳以上の方で最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方 ※満18歳以上の未成年者は、親権者の同意書が必要になります。 ② 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方 ③ 安定継続した収入があり、前年度税込み年収が150万円以上の方 ④ 保証機関の保証が受けられる方
3. お使いみち	お申込人およびお申込人の二親等以内の家族の方で以下の用途となります。 ① 医療費、介護費用・介護設備費用（治療費（歯科矯正含む）、入院費等の医療費、介護サービス費用、車椅子・医療用ベッド等の介護用品の購入・レンタル費用、介護施設入居費用、住宅改良（バリアフリー工事）費用等 ② 妊娠から小学校入学前までに要する育児費用（出産費、ベビーシッター利用費、学習机等の育児に必要な商品の購入費用等） ③ 育児・介護休業取得中の生活費（育児・介護休業・休暇中の生活費の補填資金） ④ 災害復旧に必要な費用（暴風・暴雨・洪水・地震等の自然災害・火災等の被害からの復旧、および支援に必要な費用） ⑤ 不妊治療費 ⑥ 福祉車両 ⑦ 保育園等の送迎に使用する車購入資金
4. お申込金額	1,000万円（1万円単位） ※育児・介護休業取得中の生活費は最高200万円となります。 ※保育園等の送迎に使用する車購入資金は最高100万円となります。 ※所属される会員等により異なる場合がございます。
5. ご契約期間（ご返済期間）	10年以内
6. ご融資金利	固定金利型となります（ご融資時の利率を返済終了まで適用します）。
7. 保証料	所定の融資利率に保証料率（年0.70%～1.20%）が加算されます。 ※保証料は、当金庫の会員（構成員）の方と会員以外のお客様で異なります。 ※団信付保証制度（保証料率：年0.88%～1.38%）もご利用いただけます（健康状態によってはご利用いただけない場合があります）。
8. ご返済方法	元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済からお選びいただけます。 ① 元利均等月賦返済は、元利金を一定額にして毎月ご返済いただく方式です。 ② 元利均等毎月・ボーナス併用返済は、元利金を一定額にして毎月とボーナス分（年2回）を併用してご返済していただく方式です。 ※ボーナス返済の割合は、融資額の50%以内となります。

9. 担保	不要です。
10. 保証機関	(一社)日本労働者信用基金協会による保証となります。
11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 不要です。 <p>ただし、融資にかかわる印紙代・振込手数料等は、お客様のご負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種証明書(残高・履歴・利息等)の発行や融資条件等変更の場合には、手数料をいただきます。 <p>※手数料については、店頭に掲示しています。</p>
12. 連帯保証人	原則、不要です(連帯保証人の必要な場合があります)。
13. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<ul style="list-style-type: none"> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 <p>【窓口：九州労働金庫 コンプライアンス統括部】0120-796-210</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://kyusyu.rokin.or.jp</p>
14. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> 東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫コンプライアンス統括部またはろうきん相談所にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
15. その他	介護用器具等のご購入にあたっては、直接、販売店へのお振込み等が必要な場合があります。

※当金庫および保証機関所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。